

甲府市事業継続支援金

甲府市では、国が行う持続化給付金の支給対象にならないが、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動に影響が出ている市内中小企業者等に対して、事業継続を応援するための支援金を給付します。

甲府市事業継続支援金

対象事業者	<p>◆次のいずれにも該当する者</p> <p>①甲府市内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者（個人、フリーランスを含む）、ただし、みなし大企業を除く。</p> <p>②2020年4月1日時点において開業し、申請時において営業している者で、引き続き1年以上営業する意思があること。</p> <p>③申請時点において、市税に未納がないこと。</p> <p>④代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</p> <p>⑤国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受ける予定のないこと。</p>
支給要件	<p>◆次のいずれかに該当する者</p> <p>①2020年3月から6月までのいずれか1か月における売上高が2019年の同月の売上高と比較して、20%以上50%未満減少していること。</p> <p>②事業開始後1年未満で前年の売上高と比較できない場合は、2020年3月から6月までのいずれか1か月における売上高が、事業開始から2020年6月までのうち、連続する3か月の売上高の平均と比較して、20%以上50%未満減少していること。</p>
支給額	<p>1事業者につき一律10万円</p> <p>※1事業者につき1回の申請、複数店舗でも1回の申請に限ります。</p>
申請期間	令和2年7月20日から令和2年10月30日（当日の消印有効）
申請方法	申請書、添付書類を添えて郵送にて申請をお願いします。
手続きに必要な書類	必要書類は、裏面参照 ※申請書等は甲府市ホームページからダウンロードできます。（アドレスは裏面参照）
その他	<ul style="list-style-type: none">・詳細については、甲府市ホームページにてご確認ください。・3つの密を避けるため、郵送での申請にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先（申請先）】

甲府市役所産業部観光商工室商工課（本庁舎8階）

住所:〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1

電話: 055-237-5695

甲府市事業継続支援金の申請に必要な書類

- ①甲府市事業継続支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）
※甲府市ホームページからダウンロードできます。
- ②2020年3月から6月までのうち、申請しようとする月の売上高がわかる資料
（売上台帳等の写し）
- ③2019年3月から6月までのうち、申請しようとする月の売上高がわかる資料及び確定申告書の写し
（売上台帳等の写しと確定申告書の写し）
- ④事業開始後1年未満の方は、②及び事業開始から2020年6月までの連続する3か月の売上高がわかる資料並びに2019年中に事業を開始している方は確定申告書の写し
（売上台帳等の写しと確定申告書の写し）
- ⑤商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、開業届、営業許可証などの事業内容や市内に事業所があることが確認できる書類
- ⑥給付金の振込先が確認できる通帳等の写し
- ⑦誓約書
※甲府市ホームページからダウンロードできます。
- ⑧チェックリスト
※甲府市ホームページからダウンロードできます。



【甲府市事業継続支援金ホームページアドレス】

https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shoko/shienkin_kyuufu.html
または、甲府市HPで「甲府市事業継続支援金」と検索してください。

お願い

- ・ 3つの密を避けるため、郵送での申請にご協力をお願いします。
- ・ 申請書類の郵送を希望される方は、商工課までご連絡ください。

お問い合わせ先
甲府市産業部商工課
住所 甲府市丸の内1-18-1 本庁舎8階
TEL 055-237-5695